

コロナ対策 前進へ

日本共産党
葛飾区議団

申入れ・論戦で区民の願い届け



10回目の申し入れを行う共産党区議団

PCR検査拡充 事業者支援など要望

第一回定例会は、新型コロナウイルス感染症の第3波により、2回目の緊急事態宣言下での予算議会となりました。

党区議団は、これまで10回にわたり新型コロナウイルスに関する要望書を区長に提出してきました。2020年度は、10次に及ぶ補正予算が組まれましたが、この補正予算に、区民の願いを反映した党区議団の要望が多く取り入れられました。

それに加え、2021年度の当初予算を議決した直後に第一次補正予算が提案され、さらにPCR検査が拡充されることになりました。

区職員のうち、直接区民へサービスを提供する福祉職員、総合教育センター職員等、および、区立小・中学校の教職員は、陽性者が出た場合、濃厚接触者でなくても希望者は社会的検査の対象になりました。

65歳以上の区民のPCR検査は、1回限り3千円で受けられるよう助成していましたが、月1回千円に減額し、基礎疾患のある65歳未満の方も、診断書なしで月1回千円で検査を受けられるように改善されました。

党区議団が要求していた戦略的PCR検査は、医療従事者は週1回、高齢者施設職員は月1回の検査を実施することになりました。

緊急事態宣言が出されても、

飲食店などに対する区独自の支援策はなく、くらしと営業を守る施策はまだ不十分で、抜本的強化が必要です。国・都に自粛と一体の補償の改善を求めるとともに区独自の支援策も求められます。

ワクチン頼みでなく 必要な体制構築こそ

ワクチン接種が始まりましたが、ワクチン頼みになって感染

対策の基本的取り組みがそろそろになつては本末転倒です。無症状感染者を含めた社会的検査の抜本的拡充、変異ウイルスの検査を大幅に増やすなど、「検査・保護・追跡」という感染症対策の基本に立った対策の強化が求められています。

更なる、対策強化のために提案と論戦を強め、新型コロナウイルス感染症から区民の命とくらしを守るために、区議団は引き続き取り組んでまいります。

延長・拡充された主な制度

●緊急小口資金

15万円～20万円

●総合支援資金

月20万円原則3カ月現在、6月末まで延長(返済免除制度あり)
※さらに延長の可能性あります。

葛飾区社会福祉協議会 03-5698-2457

●住居確保給付金

収入減で家賃が払えない方、原則3カ月、最長12ヶ月。返済不要。

区役所福祉管理課 03-5654-8625

●休業支援金・給付金

休業前の80%を支給

厚労省コロナ対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276

●PCR検査

65歳以上、または65歳未満も基礎疾患のある方 毎月1回1000円

葛飾区コールセンター 03-4376-8892

4条例と予算組み替えを提案

日本共産党区議団は、第1回定例会で、みずま雪絵区議とともに4つの条例案を提案し、独自に36項目75億円(総額の3.8%)の予算組み替えを提案しました。

条例案は、区議会議員の第二報酬といわれる費用弁償を廃止する条例、国民健康保険の子どもの均等割保険料の軽減をする条例、子どもの医療費無料化を18歳まで延長する条例、後期高齢者の窓口負担を軽減する条例の4本です。

費用弁償廃止条例案は、共産党の他、堀新かつしかの2議員、無所属のみずま雪絵議員が賛

成し、その他の3条例は共産党のみずま議員が賛成しましたが、いずれも賛成少数で成立しませんでした。しかし、少しずつ前進しています。

予算の組み替えは、区役所建替えのための基金などを取り崩して財源とし、PCR検査の拡充、介護士や大学生などに対する支援の創設、給食費無料化やがん検診の無料化、学校プールへの遮光ネットの設置費など、区民のくらしを応援、福祉

	共産党	みずま	堀新	自民	公明	区民	他無所属5名
費用弁償条例案	○	○	○	×	×	×	×
その他3条例案	○	○	×	×	×	×	×
予算組み替え動議	○	○	×	×	×	×	×

共産党区議団(4条例はみずま議員と共同)提案案件

の充実を図る予算とするものです。

また今議会では、男女格差をなくすことなど、ジェンダー平等への取り組みも強めました。

日本共産党区議団は、これからも区民の願いを実現するために、議会での論戦、地域の運動に全力を尽くすものです。



発行 日本共産党
葛飾区議会議員団
03(5654)8520(直通)
責任者 中村しんご

日本共産党 葛飾区議団だより

日本共産党区議団の
ホームページをごらんください

<http://www.jcp-katsushika.jp/>



学校のプールはなくさないで 学校プール廃止は 命を守る教育の軽視



学校の
プールは
なくさないで

区教委が学校のプール廃止を表明

第一回定例会では、昨年12月25日に区教育委員会が決定した「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の本格的な議論が行われました。

この「方針」は、区立と民間の屋内温水プールを活用すれば、天候に左右されず計画的な水泳指導ができる。また校外のプールの活用により、専門インストラクターが配置され、プールの管理も必要なくなり、教員の負担軽減になるとして、今後の改築時には、小学校はプールを設置しない、中学校は学校の状況に応じるとしています。要するに学校プールの廃止方針です。

学校教育における水泳指導は、海や川での水難事故から命を守る教育であり、基礎学力の一つです。だからこそ全学校にプールが設置され、将来にわたって子どもの教育権を保障しているのです。

第1の問題 子どもの意見は聞かず

まず、教育を受ける子ども達の意見を聞かないことです。それどころか、教育長は、3月

16日文教委員会で「子どもの権利条約12条にあるのは、意見表明権を保障するということでございまして、そのことをもって子どもの意見を聞かなければならない」という解釈はできない」と子どもたちの権利条約から逸脱し、教育行政のトップとして許しがたい暴言を發しました。

第2の問題 区教委が独断で推進

次に、区民の意見も聞かず一方的に進めていることです。ある学校の改築懇談会参加者からは「小学校にプールを設置しない方針には驚愕しました。設置の是非に関して一切の議論がなされず、さも懇談会が了承し推進しているかのように話が

進められていることは、大変遺憾です」と憤慨していました。水元小、道土小では、住民説明会でプール設置の基本構想・基本計画案が説明されましたが、その後、説明もなくプールなしの設計となりました。住民合意がないまま、区教委が一方的に進めていることがわかります。

安心の地域をつくるためにもプールは必要です。

第4の問題 やるべきことに背を向けている

第3の問題 課題解消を先送り

学校外のプール活用には課題があるのに、その解消を先送りしていることも問題です。何よりも移動時間がかかり、他の学習に影響を及ぼします。その証拠に、本田中や小松中の改築では、移動時間の課題を解消できないため、プールを設置しました。また学校プールは、災害時には、重要な消防水利の役割だけでなく、生活用水にも、高度の処理をすれば飲料水にもなります。防災に強い安全・

天候に左右されない計画的な水泳指導というなら、今すぐやるべき対策に、なぜ背を向けるのかということです。

党区議団は、天候や熱中症の問題では、屋根や遮光ネットを設置すること、教員の負担軽減では、専門指導員やプール管理の人員配置を今年の夏からでもすべきだと提案しましたが、区教委は拒んでいます。「計画的な水泳指導」は言葉だけです。

今定例会では、プール廃止を推進する自民党以外の会派や無所属議員からも反対、見直し、丁寧な説明を求める意見が続出しました。教育長の暴言と学校プール廃止方針の撤回を求めて力を合わせましょう。

「子どもの基本条例」 全会一致の画期的可決

都議会議員 和泉なおみ



今議会で、特筆すべきは「子ども基本条例」です。わが党は、子どもの権利条約に関する学習会を超党派で開催し、調査・研究を続けてきました。全会派一致で可決された「子ども基本条例」は、自民党・公明党・東京みらいなど5会派が提出した原案に、共産党都議団・都民ファーストの会が提案した修正の内容を大幅に盛り込んだ「修正案」とともに可決されました。

東京で初めての子どもの権利に関する条例が、議員提出の条例として全会派一致で成立したことは、画期的です。都の取組に反映させるために、引き続き力を尽くします。

民青同盟がフードバンク にいじゅくみらい公園のフードバンク

2020年の10月からフードバンクを始めて、第6回が過ぎました。フードバンクに参加した大学生は、特に東京以外の県から来て一人暮らしや寮で暮らしている人達が、アルバイトが減り学費と食費を払うことが難しいという話をしてくれました。アンケートを募った結果、特に困っていることが

食料と学費だとわかりました。私は大学が近く実家から通える距離に住んでいるので食費は問題ありませんが、新型コロナウイルスによりアルバイトが減ってしまったため学費を満額支払うのは大変です。政府による支援が必要だと思います。

中江香捺(金町在住)



生活法律相談

弁護士といっしょに、区内で週に1〜2回の割合で行っています。

*事前にご連絡ください。

第二水曜日

区議団団長

三小田准一 区議事務所

090(8040)1181

第三水曜日

区議団幹事長

中村しんご 区議事務所

090(8686)2671

第四水曜日

政調委員長

中江秀夫 区議事務所

090(2176)5756

第一水曜日

木村ひでこ 区議事務所

090(8640)5378

第二金曜日

おりかき明実 区議事務所

片岡ちとせ

090(3524)6719

第三水曜日

樋口まこと 事務所

090(3528)0451

第二水曜日

和泉なおみ 都議事務所

03(5671)0850